

## 遺骨と戒名

### 殉国七士の碑

さきに菅原裕君の文章をかりて、裁判言い渡しの時の光景や、被告の心境を描写した。その終わりのところに、東条被告は目的通り自分が元兎となり、死刑の判決を得たのは満足だ、この上は早く執行してもらいたいと希望していたことがのべられている。しかし彼の希望にもかかわらず、他の被告のうちにはアメリカの最高裁判所へ人身保護令（ヘビアス・コルパス）に基づく上訴をなした者があつたため、この問題が解決するまで判決の執行は停止された。この米国最高裁判所の決定は十一月二十一日にきまり、その翌二十二日にマッカーサーは

「極東国際軍事裁判所によつて死刑を宣告された戦争犯罪人は、十一月二十三日木曜日早朝、巢鴨刑務所において刑の執行を受ける」と決定した。裁判所の判決による刑の執行が實際に行なわれたことを証明するために、それが各連合国の代表者の立ち会いの下に行なわれるのである。

この瞬間から、一番忙しくなつたのは教誨師の花山信勝師である。同師はそれより土肥原、

広田、板垣、木村、松井、武藤、東条の順序で最後の面会をなし、最後の安心の語を送り、なお家族等にことづけがあれば告げられたしとの申し出をなした。

前章で書いておいた東条遺言は、もしかすればこの遺書は当局が差し押えるかと察し、東条氏がゆつくり読まれるのを花山師の摘記したものに基づくのである。このことはすでにしるした。これらを終わって七人は四人組、三人組の二組に分けられ、一階の仏間で今生のわかれを告げ、刑場にいった。

巢鴨刑務所内において行なわれた執行の光景は、シーボルト氏の『日本占領外交の回想』の訳文一四八ページ以下に、詳しく記述せられている。

これを露骨に報道することは日本人の趣味に合わない。死体は粗末な木製の棺に入れて運び出され、横浜市西区久保山の火葬場に着き、ここでその日のうちに火葬に付せられた。遺骨は遺族より引き取りの請求があつたが、占領軍はその時はこれを許さなかつた。あるいは国民の一部が被告らを英雄扱いして葬儀をなし、墓碑を建てたりするのをきらつたのである。前記シーボルトの本には、「死刑になつた指導者たちの墓が、将来神聖視されることのないように遺灰はまき散らすことになつていた」と明記されている。

シーボルトはマッカーサー陣営内の重要地位にあり、ことに対日理事会の委員として死刑執行にも立ち会つた人であるから、この記事は間違ひなかろう。すなわち、遺灰は、ドイツ戦犯のゲーリングの場合のごとく、飛行機で空中にまきちらすようになつていたということは本当であろうが、爾来、実際にこれをまいたということは聞かない。

それのみならず、昭和三十年四月二十二日に、進駐軍よりの命だというので、厚生省引揚援護局市ヶ谷庁舎で、戦犯者の遺骨であると称して白木の箱にはいったものを渡された。広田氏の遺族だけは受け取りを拒まれたが、他の諸遺族は皆、これを受け取った。この式には私も立ち会つた。

遺骨についてはこの外に一つの物語りがある。今となつては公表しても差しつかえなかろう。

弁護士三文字正平君は東京弁護士会でも有名、かつ有能な法律家である。東京裁判では小磯国昭被告を担当された。同君の自宅は当時横浜市保土ヶ谷区月見台にあつた。ここは戦犯を火葬に付した場所とは遠くない。三文字君は遺骨が空中に撒布されたりしてはたまらない、これを一つ盗みだしてやろうと決心した。

遺骨は火葬直後、久保山火葬場の片すみの穴にあることを知り、処刑の翌日、すなわち昭和二十三年十二月二十四日午後一時から二十七日までの間、数人の人を使って深い穴の底から、進駐軍がすでに処理した残りの中よりこつそり約一升ほどの遺骨を掘り出し、火葬場の隣にある興禪寺（住職、市川伊雄師）に託した。このことは火葬場長（飛田とかいう）も知つていたらしいが、黙認してくれたものらしい。

いざれにしても三文字君は大胆なことをやつたものである。その後この遺骨は発見せられることを恐れ、興亞観音に隠された。それから日本も独立を回復し、遺骨を盗み出してより十年余りもたつた後である昭和三十四年に、松井大将の郷里である愛知県幡豆郡幡豆町の町

長さんの好意により、同町南岸二河湾公園内に一地区を得て、ここに永遠に埋葬した。

これには三文字正平君のほか、今は故人となつた林逸郎君らが大いに尽力してくれたのである。その碑には戦犯人で当時すでに釈放となつていた荒木貞夫元大将が、例の特徴ある筆致で、「殉國七士之碑」と大書した。除幕式には東条、木村両未亡人のほか三百余人の来会者があつた。

このほか長野県更科の畠中にも戦犯遺骨を葬つた墓がある。これは飛田火葬場長の話では、三文字君の発掘した穴のなお底にあつた灰を掘り、持ち帰られたものらしいという。ただしこのことは伝聞であるから信否保証はできない。

### 光寿無量院

昭和二十三年十一月十二日の東京裁判の判決で死刑の書い渡しを受けた七名は、その日から、刑の執行のあつた十二月二十三日までの間に教誨師花山信勝博士の法話を聞いたり、仏教の諸著述を与えられたり、直接面談しての指導を受けたりして、短期間ではあつたが、仏教の教義を体得することにつとめた。

七名のうち、広田氏を除く六名は花山師より法号（または戒名）の選定をしてもらい、喜んでこれを受諾した。広田氏はこれより少し先に死亡せられた夫人の、戒名と同時に、これと併唱せられる戒名を持つておられたがためこの人々と別にされた。六名の戒名はいずれも上に「光寿無量院」という「院号」をつけ、その下に「釈」の一宇を入れ、さらにその下に

俗名を加えるのである。そして俗名は生前発音していいた通りに発音するのである。たとえば東条氏は光寿無量院釈英機、木村氏は光寿無量院釈兵太郎、武藤氏は光寿無量院釈章といふようになる。

十二月二十三日、玉川用賀の東条邸で家族友人のみの葬儀を行なつたとき、右の花山師が来会者に説明せられたこの戒名の意味は、次の通りであつた（私はこれをノートしておいた）。「光」という字はヒカリという字であるが、これは「智慧」のことである。

「寿」の字は「命」を意味する。人間の欲求の最後のものは「永遠の命」である。これはいずれの宗教も究極はそこへ来る。しかもこの「永遠の命」は光すなわち智慧をもつて満たされている。この院号の上の方は「光無量」「寿無量」を組み合わせたものである。

なお付言するならば、「無量」というのはサンスクリットでは「阿弥陀」である。a (否定語) mita (はかる、量) = amitaである。本来のサンスクリットではそのあとにbhā (光) ayus (命) をつける。すなわちインドでアミタ・バア・アーユスで光寿無量ということになる。

右光寿無量院という法号は仏教の何派ということなく、キリスト教、神道の区別なく仏教が日本に伝来してから、千三百年間かつて用いられたことのない法号である趣である。またそれぞれの個性をもつて生涯を過ごしたことを現わすため、生前の俗名そのままをさらにその下に加えた、との説であった。

武藤章氏は獄内でこれと同じ説明をきき、この法号をもらつたことを非常に喜んで、死刑執行の当日、次の歌を残した。

いただきし我が法号のいみじくも称ふるほどにうるはしきかな  
現世のひとやのなかのやみにゐてかの世の光ほのに見るかな

東条氏については、かつて戒名が改名と誤訳されて問題を起こしたこと記載したことがある。くわしいえばこうである。東条被告の母の兄の子に当たる人が、小倉市の万徳寺という寺の住職をしている。名は徳永哲雄さんで、この人が、生前、死んだつもりで戒名をつけてやろうと言った。それは「英照院釈慈光明朗居士」というのであつた。今回これをお断わりして、花山師の選んだ光寿無量院釈英機に決定せられた。

東条氏の多くの歌で辞世とも見るべきものは次の通りである。

我れゆくもまたこの土地にかへり来ん國に酬ゆることの足らねば  
はてしなくすめるみ空にわれを呼ぶみ声を尊く仰ぎてぞきく  
さらばなり苔の下にてわれ待たん大和島根に花薰るとき  
幽明の境を越えて安かれとともに祈らむ心のどかに

松井石根大将は、すましきつた心持ちをつづられた。

朝暮、念<sub>ス</sub>心經<sub>ヲ</sub>

幽牢也法<sub>ヲ</sub>灯<sub>ヲ</sub>

明光天地蓋<sub>ヲ</sub>

虛空可<sub>シ</sub>往生<sub>ヲ</sub>

土肥原賢一氏の歌も多くあるがその内二首。

一筋のうらみもなどかあらめやも仏にすがり永遠に逝く身は  
有無の念いまは全くあとたちて今日このころの秋晴の如し

板垣征四郎さんの歌

とこしへにわがくに護る神々の御あとしたひてわれは逝くなり

木村兵太郎大将自身の歌は見当たらないが、同大将夫人の歌がみつかった。

礎はいよいよ固く鎮まりて建ち行く國を護りませ君  
ちりますと聞けば恨めし桜花人目ひきたる春もありしを

ある人が広田氏に言い残すことありやと聞いたら、同氏は、「それは市ヶ谷で申し上げました。すべては無に帰して、いうべきことはいつて、つとめは果たすという意味で自分は来た。自然に生きて、自然に死ぬ」と答えた。宗旨は禅宗であられた。